

議案第123号

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ942,342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ447,865,833千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成25年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		72,234,742	13,179	72,247,921
	1 国庫負担金	51,766,017	13,179	51,779,196
17 県支出金		15,789,062	4,200	15,793,262
	2 県補助金	4,509,912	4,200	4,514,112
20 繰入金		8,871,057	205,340	9,076,397
	2 基金繰入金	8,491,324	205,340	8,696,664
21 繰越金		675,009	719,623	1,394,632
	1 繰越金	675,009	719,623	1,394,632
歳入合計		446,923,491	942,342	447,865,833

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		43,664,373	217,636	43,882,009
	1 総務管理費	23,127,907	214,139	23,342,046
	2 企画費	7,337,377	3,497	7,340,874
3 民生費		158,828,250	649,112	159,477,362
	2 障害者福祉費	26,680,323	623,365	27,303,688
	3 老人福祉費	15,458,925	5,459	15,464,384
	4 児童福祉費	62,252,296	16,201	62,268,497
	6 介護保険費	9,905,702	4,087	9,909,789
4 衛生費		44,148,499	36,552	44,185,051
	1 保健衛生費	15,450,078	36,552	15,486,630
8 土木費		80,963,416	36,000	80,999,416
	3 河川費	3,409,223	36,000	3,445,223
10 教育費		36,033,742	3,042	36,036,784
	6 社会教育費	6,587,595	3,042	6,590,637
歳出合計		446,923,491	942,342	447,865,833

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	南浦和コミュニティセンター外18施設管理運営事業	24,675
		文化会館管理運営事業	99,635
		プラザイースト外1施設管理運営事業	71,599

第3表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 子育て支援センターみどり運営業務	平成25年度から 平成30年度まで	45,710